

## 医療法人いつき会奨学貸付金及び入学貸付金規定

### (目的)

第1条 医療法人いつき会（以下「当法人」という。）の経営理念と経営方針に基づいて、地域医療・福祉の発展、充実を支える医師および看護師を育て、当法人の人材確保のため、医学生、看護学生対し学資の貸与を行う。

### (本規程の対象・資格と適用範囲)

第2条 対象者は、以下の条件を満たす者とする。

- ① 日本国内の医学部医学科又は看護大学（学部・修士）、看護短期大学等（以下「医学部等」とする）に入学が許可されまたは在学する看護学生であること。
  - ② 卒業後、当法人に就職し、または引き続き勤務し、在職する意思が確実であること。
  - ③ 心身ともに健康であること。
  - ④ 当法人以外の医療機関などへの就職を条件とする奨学金の支給及び貸付の事実がない者で、かつ、医学部等に在学中に給与所得のない者(アルバイトを除く)であること。
- 2 前項④にかかわらず、現在、当法人に勤務する職員等在職者が、医学部等に就学を予定している場合には、給与所得があっても本規定による奨学金を利用することができる。

### (申請)

第3条 この奨学貸付金及び入学貸付金の貸与を受けようとするものは、次に掲げる書類を当法人に提出する。貸与を受けている者が学部変更したときも、下記書類を当法人に提出するものとする。

- (1) 奨学生希望願書
- (2) 誓約書
- (3) 在学証明書又は入学許可証明書
- (4) 高校生の場合は卒業見込み証明書又は卒業証書
- (5) 高校又は医学部等の直近1年の成績証明書
- (6) その他当法人が必要と認める書類

(貸与の決定)

第4条 貸与の決定は以下の手続きで行う。

- 1 当法人は前条の申請があったときは書類選考によって審査し、書類選考を通過した者に面接を行い、奨学貸付金及び入学貸付金の貸与の採否を決定する。
- 2 貸与の採否は決定後、文書などですみやかに本人に通知する。
- 3 採用者が医学部等に入学前である場合は貸与の内定とし入学後に貸与を決定する。
- 4 採用者は貸与決定後に、当法人の健康診断を受ける。ただし、健康診断書の提出によって、これにかえることができる。

(奨学貸付額及び入学貸付金額及び貸与期間)

第5条 奨学貸付金及び入学貸付金の期間、限度額は、修学の目的ごとに別表に定める。

- 2 本規定による各奨学金は貸与奨学金とする。
- 3 入学貸付金については申請時に就学前である奨学生への貸付とし、すでに在学中の奨学生については適用しない。
- 4 奨学貸付金の貸付期間は所定の就学期間内で学生が必要とする期間とする。ただし期間途中に留学、退学（転学部、転学科、除籍を含む）等の事案が発生した場合は期間を変更することがある。
- 5 当法人の在職者が休職して利用する場合も同様とする。ただし別表2にて本条（後掲）を補足する。

(連帯保証人)

第6条 奨学貸付金及び入学貸付金の貸与を受けようとする者は、連帯保証人2名を立てなければならない。

- 2 連帯保証人のうち1名は、奨学金の貸付を受けようとする者が未成年者の場合には親権者又は後見人、成年者である場合には父母兄弟又はこれに代わる者とする。
- 3 連帯保証人は、貸付を受けた者と連帯してその債務を負担する者でなければならない。

(契約書の提出)

第7条 奨学生に採用された者は、当法人との間で奨学貸付金及び入学貸付金借用証書を作成し、あわせて次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 連帯保証人の印鑑証明書
- (2) 連帯保証人の戸籍抄本
- (3) 収入印紙（200円）2枚
- (4) 振込先用紙及び奨学生本人名義の預金口座コピー
- (5) 振込先用紙及び奨学生本人名義の預金口座コピー

(支給方法)

第8条 奨学貸付金の貸与日は毎月30日（法人給与支給日）とし、当日が土曜、休日にあたる場合は、その前日とする。支給方法は奨学生本人名義の銀行口座への振り込みとする。

(奨学生の資格喪失)

第9条 奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学生の資格を失い、以降の奨学貸付金及び入学貸付金の貸与を打ち切るものとする。

- ① 進級できずに留年したとき
- ② 学部変更したとき
- ③ 休学、退学したとき
- ④ 心身の故障のため就学の見込み・卒業の見込みがないと認められるとき
- ⑤ 死亡または行方不明となったとき
- ⑥ 奨学生願書に記入すべき事項を記入しなかったり、虚偽の記入をしたことにより奨学生になったことが判明した場合。
- ⑦ 貸付を受ける職員が法人を退職した場合。
- ⑧ 本人から辞退の申し出があった場合
- ⑨ その他当法人が貸付金貸与を継続することが適切でないと認めたとき

(貸付金の返済義務)

第10条 奨学生は、奨学貸付金貸与期間終了後、奨学貸付金及び入学貸付金の既受領額を債務としてこの全額を当法人に返済する義務を負う。

- 2 医師、看護師国家試験合格までの間及び当法人に勤務する間は、前項の返済を猶予する。
- 3 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、貸与を受けた奨学貸付金及び入学貸付金の総額を直ちに返済しなければならない。ただし、当法人がやむを得ない理由により一括返済が難しいと認めたときは、その都度定める期間により分割して返済させることが出来る。
- ① 第9条の規定により奨学貸付金及び入学貸付金等の貸与を打ち切られたとき
- ② 学校を卒業した日の属する年度の末日から起算して2年以内に医師、看護師の国家試験に合格しなかったとき
- ③ 当法人以外に就職し又は就職が内定したとき
- ④ 医師、看護師として当法人に就職したが在職期間1年未満で退職したとき

(貸付金の返済方法)

第11条 返済の方法は次のとおりとする。

- 1 奨学貸付金及び入学貸付金については当法人への入職時に協議し、返済計画を確定しなければならない。原則として貸付金給付期間と同一の期間内に分割して各貸付金を返済するものとする。
- 2 返済金は当法人の指定した口座に期日までに振り込むものとする。ただし入学貸付金については本人の希望があるときのみ同意書を交わした上で、本人の申し出により相殺により返済することができる。

(返済の特例)

第12条

- 1 学校を卒業後、2年以内に医師、看護師免許を取得し、ただちに当法人に就職し、実際に医師、看護業務に従事した期間が、奨学貸付金貸与期間の1.5倍となる場合、奨学貸付金に係る債務を免除することが出来る。ただし、実際に勤務した日数を従事した期間の計算対象とする。(※入学貸付金については返済の義務が残ります。免除の対象になりません。)
- 2 10条3項②に該当した時であっても、本人に引き続き資格取得の意思があり、なおかつ当法人への就職の意思がある場合は、医学部等卒業後2年目の合格発表から1カ月以内に申し出ることにより、当法人と協議の上、猶予期間を延長することができる。これらの意思がない場合および、本人の意思と関係なく当法人への就職が困難と認められる場合は、上記の日から6カ月以内に返済方法を協議し、協議後少なくとも1カ月以内に返済を開始するものとする。協議が整わない時は一括返済する。

(本規定利用者の義務)

第13条 奨学貸付金を利用する者は、勉学に励むと共に、毎年度末に健康状態・学業進捗(成績証明書の提出)について当法人本部に報告しなければならない。

- 2 本規定利用者は次の各号に該当するときは直ちにその旨を当法人本部に届け出なければならない。
  - ① 住所変更したとき
  - ② 就学に耐えない程度の心身の故障が生じたとき
  - ③ 休学する事情が生じたとき
  - ④ 卒業したとき
  - ⑤ 連帯保証人に異動が生じたとき

(特例事項の取り扱い)

第14条 本規定にない事案が発生した場合には、当事者間の協議を行った上で当法人がその扱いを判断する。

(規定の改廃)

第15条 この規定の改定又は廃止は、理事会の決議によりこれを定める。

(附則)

1.この規定は2025年4月1日より施行する。